



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営都市公園の利用料金の承認・2件（都市計画・モノレール課）…………… 1
- 防災街区整備事業組合の理事長の住所の変更の届出（都市計画・モノレール課）……………10
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所）……………10
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所）……………10
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所）……………11
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（宮古土木事務所）……………11

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）……………12
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………12

収用委員会事項

- 公示による通知……………12

告 示

沖縄県告示第1号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成30年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者 トラステック・ミズノ共同企業体
代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
美津濃株式会社 大阪市中央区北浜四丁目1番23号

3 利用料金の適用年月日 平成30年1月5日

4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
競技場	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	10,480円	10,480円	20,960円	3,140円	
				高齢者	5,240円	5,240円	10,480円	1,570円	
				児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額						
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,960円	20,960円	41,920円	6,290円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額						
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				トレーニング室の利用を含む。	
		高齢者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円						
		児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円						
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円			
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円			
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円			
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円						
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
記者室				1時間につき 2,130円					
運営本部室				1時間につき 2,070円					
会議室				800円	800円	1,600円	230円		
中継スタッフ控室				1時間につき 1,400円					
特別室				1時間につき 1,340円					
放送室				2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	

カメラマン室	1時間につき	1,320円		
ドーピングコントロール室	1時間につき	640円		
審判室	1時間につき	560円		
記録室	1時間につき	220円		
照明設備	全点灯	1時間につき	25,070円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき	12,530円	
	4分の1点灯	1時間につき	6,260円	
	8分の1点灯	1時間につき	3,130円	
大型映像装置	1時間につき	10,920円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。	
シャワー	1人1回につき	100円		

(3) 補助競技場

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
		高齢者	1,670円	1,670円	3,350円	500円
		児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
	その他の催物に利用する場合		6,700円	6,700円	13,400円	2,010円
共用利用	一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円				
	高齢者	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円				
	児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円				

(4) 蹴球場

区分				利用料金の額（一面につき）				備考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	2,400円	2,400円	4,800円	690円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
			高齢者	1,200円	1,200円	2,400円	340円	
			児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額						

その他の催物に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円
	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に100を乗じて得た額を加算した額			
第1会議室		1,900円	1,900円	3,800円	540円
第2会議室		880円	880円	1,760円	250円
照明設備	全点灯	1時間につき 1,910円			
	2分の1点灯	1時間につき 950円			
シャワー		1人1回につき 100円			

(5) 庭球場

区分			利用料金の額（一面につき）	
			9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
センターコート	入場料を徴収 しない場合	一般・学生	470円	550円
		高齢者	230円	270円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・ 生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収 する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額		
サブコート		一般・学生	400円	470円
		高齢者	200円	230円
		児童・生徒	190円	230円
照明設備		1時間につき 210円		
シャワー		1人1回につき 30円		

(6) 体育館

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,210円	6,210円	12,420円	1,850円	利用面積が2分の1以下の 場合の利用料金の額は、当 該利用料金の額の2分の1 の額とする。
				高齢者	3,100円	3,100円	6,210円	920円	
				児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者 又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に50を乗じて得た額を加算した額						
		その他の催物に利用す	入場料を徴収しない場合	12,420円	12,420円	24,840円	3,700円		

		る場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
			高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,620円	1,620円	3,240円	470円
				高齢者	810円	810円	1,620円	230円
				児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,250円	3,250円	6,500円	940円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額					
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				
			高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円		
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円		
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円		
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円					
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
放送室			2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
照明設備	メインアリーナ		1時間につき 3,700円				専用利用の場合のみ徴収する。	
	サブアリーナ		1時間につき 290円					

シャワー			1人1回につき 100円					
(7) 水泳プール								
区分			利用料金の額				備考	
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)		
専用利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。
			高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
			高齢者	1,860円	1,860円	3,720円	550円	
			児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円	
		温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	
			高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額				
共用利用	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
	25メートルプール		冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円			
				高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円			
				児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円			
			温水	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円			
				高齢者	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円			
				児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円			
	レクリエーションプール		一般・	1人1回につき 860円				

	学生	回数券11回分 8,600円
	高齢者	1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円
	児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円
	幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円

(8) 屋内運動場

区分		利用料金の額		
グラウンド	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,080円
			高齢者	1時間につき 1,540円
			児童・生徒	1時間につき 1,540円
		2分の1面利用	一般・学生	1時間につき 1,540円
			高齢者	1時間につき 770円
			児童・生徒	1時間につき 770円
		4分の1面利用	一般・学生	1時間につき 770円
			高齢者	1時間につき 390円
			児童・生徒	1時間につき 390円
	その他の催物に専用利用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 26,080円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の利用料金の額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額		
照明設備	全点灯		1時間につき 2,220円	
	2分の1点灯		1時間につき 1,100円	
	4分の1点灯		1時間につき 550円	
シャワー		1人1回につき	100円	

(9) オートキャンプ場

区分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,710円
日帰り	1区画につき 1,350円
シャワー室	1回につき 100円

(10) 備品等の利用料金

種類	利用料金の額
陸上競技場 棒高跳用一式	100円

	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	大型映像撮影機	30,420円
	小型映像撮影機	2,640円
	上記以外のもの1点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,050円
	体操用具（1種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（1種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）1本につき	100円
	上記以外のもの1点につき	40円

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童、生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。
- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

(11) 空調利用料金

	種類	単位	利用料金の額
陸上 競技 場	記者室	1時間までごとに	320円
	運営本部室	1時間までごとに	250円
	会議室	1時間までごとに	250円
	中継スタッフ控室	1時間までごとに	170円
	特別室	1時間までごとに	190円
	放送室	1時間までごとに	220円
	カメラマン室	1時間までごとに	190円
	ドーピングコントロール室	1時間までごとに	130円
	審判室	1時間までごとに	110円
	記録室	1時間までごとに	90円
	映像操作室	1時間までごとに	90円
蹴球 場	第1会議室	1時間までごとに	240円
	第2会議室	1時間までごとに	120円

沖縄県告示第2号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり中城公園の利用料金を承認した。

平成30年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 中城公園
- 2 指定管理者 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年1月5日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 管理事務所会議室

区分	利用料金の額
専用利用の場合	1時間につき 330円

(3) キャンプ場

区分	利用料金の額
日帰り	1区画につき 1,000円

(注)

- 1 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 2 「日帰り」とは、利用当日の21時までキャンプ場を利用する場合をいう。

(4) 空調利用料金

種類	単位	利用料金の額
管理 事務 所会 議室 専用利用の場合	1時間までごとに	200円

沖縄県告示第3号

密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第148条第3項において準用する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合から次のとおり理事長の住所に変更があった旨の届出があった。

平成30年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
新垣幸助	那覇市樋川2丁目9番1-502号リバーサイドかみはら

沖縄県告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県北部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年12月6日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宇済井出1063番及び1063番37
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 47.50メートル
 - (2) 幅員 6.02メートル

沖縄県告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年8月10日
 - 3 指定に係る道路の位置 北谷町字大村山川原450番10及び450番11
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 35.80メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
 - 2 廃止の年月日 平成29年12月7日
 - 3 廃止に係る道路の位置 北谷町字吉原東宇地原987番6
 - 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.92メートル
 - (2) 幅員 1.80メートル～4.70メートル
-

沖縄県告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成29年11月6日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ユミバリ1682番6及び1682番9並びに字下里南真久底2512番13
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 47.748メートル
 - (2) 幅員 6.05メートル
-

沖縄県告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年12月7日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝南原1080番8及び1079番から1080番8地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.20メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 5・5・豊3号長嶺城址総合公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月21日 沖縄県指令土第920号、平成29年12月15日 沖縄県指令土第819号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原121番2及び122番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市天久1丁目28番12号パークサイド守礼405 國吉真也
- 5 検査済証番号 平成29年12月15日 第4435号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月20日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第1号

収用及び使用しようとする土地 南城市大里字大城平田原184番

土地所有者 照喜名賢次 住所及び居所不明ただし最終の住所那覇市宇寄宮86番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

南城都市計画道路事業3・4・1号南部東道路裁決申請等事件その3に係る平成29年12月18日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成30年1月26日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年1月5日

沖縄県収用委員会

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
----------------------------------------------------	--------------------------------------------